

「楽しもう！にほんの味。～和のこころをつなぐ食の国民運動～」活動規約

(趣旨)

第1

この規約は、官民協働の和食普及プロジェクトである「楽しもう！にほんの味。～和のこころをつなぐ食の国民運動～」(以下「本プロジェクト」という。)の推進に当たり本プロジェクトのプロジェクトメンバー(本プロジェクトへの参加が認められた企業・団体等をいう。以下「プロジェクトメンバー」という。)が遵守すべき事項を定めるものです。

(プロジェクトの目的)

第2

本プロジェクトは、「おいしく、健康で、誰もが楽しめる和食スタイルの実現」を目指し、食品製造業者、流通業者、外食業者、情報発信者、和食に関わる推進団体等と行政が連携し、官民一体で推進するものです。和食の魅力を次世代に受け継ぐため、「知る→食べる→作る」の流れを創出することにより、将来に向けた和食文化の保護と継承につなげていくことを目的としています。

(参加の申請及び登録)

第3

第2の目的に賛同し、第4の活動を行うために本プロジェクトへの参加を希望する企業・団体等(政治団体、宗教法人及び反社会的勢力を除く。以下「申請者」という。)は、農林水産省ホームページに掲載されている本プロジェクトの参加申請フォームに必要事項を記入し、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室長(以下「食文化室長」という。)に申請することとします。食文化室長は、申請者の申請内容を審査の上、本プロジェクトへの参加を認めた場合、当該申請者をプロジェクトメンバーとして登録します。

ただし、「Let's! 和ごはんプロジェクト」のプロジェクトメンバー(以下「旧プロジェクトメンバー」という。)については、食文化室長に対して本プロジェクトへの参加の意向を示した場合には、本規約を遵守することを条件として、当該申請日をもって本プロジェクトに参加することを認めます。この場合、食文化室長は、当該旧プロジェクトメンバーをプロジェクトメンバーとして登録します。

(活動内容)

第4

第3の登録を受けたプロジェクトメンバー(以下「登録プロジェクトメンバー」という。)は、本プロジェクトの目的を達成するために、以下のいずれかの活動を行うとともに、積極的にプロジェクトメンバー同士で連携を図り、本プロジェクトの目的に資することとします。

① 和食を知ってもらうための活動

[取組例(ここに示す取組例は一例であって、プロジェクトメンバーの創意工夫により様々な取組が生まれることを期待。以下同じ。)]

- ・SNS、WEBサイト等を活用した和食の魅力発信
映像・写真を通じて和食の魅力を広く発信し、認知度を高める。
- ・店舗でのメニュー、フェア等を活用した情報発信
- ・出前授業や体験型講座の実施
学校・地域・職場等で、和食の魅力や食文化の意義を学ぶ機会を提供する。

② 和食を食べる人を増やすための活動

[取組例]

- ・外食業者による「和食月間」に連動した店舗企画、四季折々の行事等に応じた和食メニューの提供
- ・中食・小売業者による手軽に家庭で食べられる持ち帰り和食総菜・弁当の展開
- ・外食、中食、小売業者等による「和食月間」企画
食品製造業者、小売業者が連携した四季折々の行事食等に応じたイベント企画等を通じて、日常的に和食を味わう機会を増やす。
- ・外食・中食と学食・社食をつなぎ食育・健康増進と組み合わせた和食体験イベントの開催
- ・新たな和食ニーズの喚起と食体験の提供
伝統食材や郷土料理をベースにした商品・メニュー開発とともに、その背景にある歴史や風土を組み合わせて提示し、新しい食体験を提供する。

③ 和食を作る人を増やすための活動

[取組例]

- ・家庭で簡単・手軽に作れる和食キットやレシピの提供
必要な食材や調味料を揃えたキットやアレンジレシピを通じ、家庭での調理を促す。
- ・基本的な「だし」の取り方や切る・煮る・焼く・蒸す・揚げるといった手法を学ぶ料理教室の開催

④ その他和食普及に寄与する活動

[取組例]

- ・インバウンド向け和食体験の提供
訪日外国人に対して、調理体験や地域食材を用いた講座を展開し、自ら作る経験を提供する。

(登録の有効期間)

第5

登録プロジェクトメンバーの登録の有効期間は、本プロジェクトへの参加が認められた日から本プロジェクトが終了する日までとします。

(参加の取りやめ)

第6

プロジェクトメンバーは、食文化室長に対し、参加取りやめ届出書（別記様式）を提出することにより、本プロジェクトへの参加を取りやめることができます。

この場合、第5の規定にかかわらず、当該プロジェクトメンバーの登録は取り消されることとなります。

（ロゴマークの利用）

第7

- 1 本プロジェクトの認知度を高めるとともに、プロジェクトメンバーの連帯感を高めるため、統一ロゴマークとして、本プロジェクトのロゴマーク（別紙のロゴマーク利用ガイドライン記載のロゴマークをいう。以下「本ロゴマーク」という。）を設けます。
- 2 登録プロジェクトメンバーは、第2の目的を達成するため、次項に定めるところにより、本ロゴマークを、別紙のロゴマーク利用ガイドラインに従い、第4の活動に係る＜商品及び商品パッケージ等＞、＜ポスター、のぼり、チラシ、パンフレット等の資材＞又は＜WEBサイト＞等に無償で利用することができます。
- 3 本ロゴマークを利用する場合は、事前に農林水産省ホームページに掲載されているロゴマーク利用申請書に必要事項を記入し、食文化室長に利用許諾の申請を行った上で、食文化室長がその利用を許諾することが必要となります。
- 4 本ロゴマークは、個別の商品やサービスの品質を保証又は推奨するものではありません。特定の企業・団体等の売名、不当な利益を上げることが目的とした場合、その他食文化室長が不適切と判断する場合には、本ロゴマークの利用はできません。
- 5 プロジェクトメンバーが、本ロゴマークにつき別紙のロゴマーク利用ガイドラインに従った利用をしていない場合は、本ロゴマークの利用の中止を求めることがあります。
- 6 プロジェクトメンバーは、第三者が本ロゴマークの著作権その他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合には、直ちに食文化室長に通報するものとします。
- 7 プロジェクトメンバーは、本ロゴマークの利用に関する第三者との係争、審判、訴訟等（以下「係争等」という。）についての対応を食文化室長と協議して決定するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。）はプロジェクトメンバーが負担するものとします。
- 8 プロジェクトメンバーが本ロゴマークの利用に関して第三者に損害を与えた場合には、当該プロジェクトメンバーがその損害について全責任を負うものとし、農林水産省は一切の責任を負わないものとします。

（活動に関する調査等の協力）

第8

プロジェクトメンバーは、食文化室長から要請がある場合は、本プロジェクトに係る活動内容及び本ロゴマークの利用状況についての調査に必要な協力をするものとします。

（登録の取消し等）

第9

食文化室長は、プロジェクトメンバーが、本規約若しくは本プロジェクトの趣旨に反するような行為、法令や公序良俗に反する若しくは反するおそれがある行為又はプロジェクトの信用を傷つけるような行為を行った場合には、次の（１）から（５）までに掲げる措置その他の必要な措置を講ずることとします。

- （１） 是正のための改善要求
- （２） 警告
- （３） プロジェクト参加登録の取消し又はロゴマーク利用の禁止
- （４） 企業・団体等の名称等の公表
- （５） 訴訟等の法的措置

（個人情報の取扱いについて）

第 10

本規約により収集したプロジェクトメンバー及び申請者（プロジェクトメンバーとなった者を除く。）の個人情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」に基づき、適切に管理します。

（管轄裁判所等）

第 11

本規約に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とし、準拠する法律は日本国の国内法とし、使用する言語は日本語とします。

（規約の改正）

第 12

本規約は、必要に応じて改正する場合があります。

（附則）

本規約は、令和 7 年 11 月 1 日から施行します。

（連絡先）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1－2－1

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室

(別記様式)

「楽しもう！にほんの味。～和のこころをつなぐ食の国民運動～」参加取りやめ届出書

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室長 殿

申請者（所在地）〒

（名称）

（代表者）

（登録番号）

「楽しもう！にほんの味。～和のこころをつなぐ食の国民運動～」への参加を下記のとおり取りやめたいので、届け出ます。

記

1. 参加取りやめ年月日

令和 年 月 日

2. 参加取りやめ理由